

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の運用について

24水漁第1680号

平成25年2月26日

水産庁長官通知

最終改正 平成26年2月6日25水漁第1552号

第1 事業の実施基準

(1) H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施要綱（平成25年2月26日付け24水漁第1678号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の（2）に規定されている者は、次のいずれかとする。

- ① 漁業協同組合
- ② 漁業協同組合連合会
- ③ 漁業生産組合
- ④ 水産加工業協同組合
- ⑤ 水産加工業協同組合連合会
- ⑥ 事業協同組合
- ⑦ 水産物卸売業者
- ⑧ 水産加工業を営む者

(2) 実施要綱の第2の（3）①に規定されている「高度な衛生管理手法が導入されている港又は当該手法の導入が既に計画されている港のある地域」は、次のいずれかの地域とする。

- ① 国が高度衛生管理基本計画を策定している特定第3種漁港地区
- ② 地方公共団体又は水産業協同組合が水産物流通機能高度化対策基本計画を作成している漁港地区
- ③ 漁港における衛生管理基準について（平成20年6月12日付け20水港第1070号水産庁漁港漁場整備部長通知）に定めるレベル2を満たす漁港地区
- ④ その他、①若しくは②と同等の計画が策定されている港湾地区又は③と同等の衛生管理手法が導入されている港湾地区

(3) 実施要綱第2の（5）に規定されている「交付対象となる事業費」は、次のとおりとする（事業費の構成の詳細は別表1を参照。）。

- ① 工事費及び消費税等相当額
- ② 実施設計費及び消費税等相当額
- ③ 工事雑費及び消費税等相当額

(4) (3)の事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとする。また、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

- ① 工事費

ア 積算方法

工事費は、対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。積算に当たって、見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を取得し比較検討するものとする。

また、建設工事費については直接工事費、共通仮設費及び諸経費に、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費については本機、付属作業機械等に、それぞれ区分して積算するものとする。この場合において、製造請負工事費及び機械器具費については、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行又は委託施行において、事業実施主体が請負人等に原則として無償で支給する工事材料に係る費用とし、請負施行等に係る工事費と分離して積算するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な費用を加えた額とする。

(ウ) 工事材料について支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として当該工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要な費用であって、別表2に掲げるものとし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行における請負人又は委託施行における受託人が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費等とする。ただし、共通仮設費に算入するものを除く。）及び一般管理費等（本店、支店等における営業上の諸費用及び利益）とする。

(イ) 諸経費の積算は、原則として現場経費、一般管理費等に区分して行うものとし、それぞれの直接工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率）以内とする。

② 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な費用）とし、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とするものとする。なお、実施設計と併せて工事の管理を建築士事務所等に委託する場合には、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

③ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表3に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に依りて積算するものとする。

- (5) 工事費の各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税相当分を含まないものとする。
- (6) 消費税等相当額は、請負施行及び委託施行に係る工事費及び実施設計費にあつては消費税の税率を乗じて得た額、工事雑費にあつては各費目ごとに算定した額とする。
- (7) 本事業の実施に当たっては、過剰な施設の整備等を排除し、徹底した事業費の低減を図るよう努めるものとする。
- (8) 本事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別紙に定める手法等を用いて定量的に分析を行うものとし、算出した数値が適切な値 ($B/C \geq 1$) になっていることを交付の要件とする。
- (9) 本事業の補助対象経費は、その規模が零細とならないよう留意し、1施設当たり5百万円を下限とする。
- また、特定の事業実施主体に偏ることがないように、1施設当たり3億円を上限とする。
- (10) 本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり、利益等相当分の排除の方法等を定めることとする。

① 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次のアからウまでのいずれかの関係にある会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する親会社、子会社、関係会社をいう。）から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 事業実施主体自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 事業実施主体の関係会社（イを除く）

② 利益等排除の方法

ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上する。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（割合がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施主体の関係会社（イを除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上する。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）に

おける売上高に対する営業利益の割合（割合がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明し、その根拠となる資料を提出することとする。

- (11) 所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。
- (12) 目的外使用のおそれがある施設の整備、消耗的な資材費、用地買収費、借地料等の経費は、交付の対象としない。
- (13) 自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

第2 実施手続等

(1) 事業の整備の施行

事業の整備は、請負施行又は委託施行によって実施するものとする。また、施行方法ごとに、次の事項に留意すること。

- ① 請負施行（事業実施主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させることをいう。）

請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すること。

ア 請負方法

- (ア) 工事の請負は、原則として、競争入札に付して行うこと。
- (イ) 競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって行うことができる。
- (ウ) 入札に当たっては、「農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和53年4月12日付け53経第639号農林事務次官依命通知）、「漁業協同組合等が補助事業により実施する漁業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和57年12月3日付け57水漁第4760号水産庁長官通知）及び「漁業協同組合等が補助事業により実施する施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制の取り扱いについて」（昭和62年11月2日付け62水漁第4139号水産庁長官通知）に基づく指導に従うこと。

イ 工事の指導監督

- (ア) 契約と同時に、請負人に工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させること。
- (イ) 自己に代わって工事の指示監督に当たる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施工状況を明確にすること。

ウ 工事の検査及び引渡し

- (ア) 工事を完了したときは、請負人に工事完了届を提出させ、契約書に定められた期間内（検査期日の定めがない場合は、施設等の工事完了後14日以内。）に竣工検査を行い、施設等の引渡しを受けること。
 - (イ) 竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けること。
 - (ウ) 竣工検査に合格した工事については、請負人に工事引取書を交付すること。
- ② 委託施行（事業実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うことをいう。）
- ア 対象施設の整備を委託施行とする場合は、総会の議決等所要の手続きを行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にすること。
 - イ 委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施行に準じて適正に行うこと。
- (2) 事業実施主体に係る実施手続
- 対象施設の改修整備の実施又は完了に当たり、次の手続を行うこと。
- ① 着工届
工事に着手したときは、速やかにその旨を入札結果とともに別記様式第1号により、水産庁長官に文書で届け出ること。
 - ② 竣工届
工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第2号により、水産庁長官に届け出ること。
 - ③ その他関係法規による手続
対象施設の整備の実施又は完了に当たり、建築基準法に基づく使用承認等の法令に基づく許認可等の取得又は届出を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うこと。
- (3) 関係書類の整備
- 対象施設の整備に係る次に掲げる関係書類を整理保存すること。
- ① 予算関係書類
 - ア 対象施設の整備実施に係る総会等の議事録
 - イ 予算書及び決算書
 - ウ 分担金（負担金）賦課明細書
 - エ その他
 - ② 工事施行関係書類
 - (請負の場合)
 - ア 入札てん末書類
 - イ 請負契約書
 - ウ 工事完了届及び現場写真
 - エ その他
 - (委託の場合)
 - ア 委託契約書
 - イ 工事完了届及び現場写真

- ウ その他
 - ③ 経理関係書類
 - ア 金銭出納簿
 - イ 分担金（負担金）徴収台帳
 - ウ 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用書等）
 - エ その他
 - ④ 往復文書
 - 補助金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、指令書及び設計書類等
 - ⑤ 施設管理関係書類
 - ア 財産管理台帳
 - イ 管理規程又は利用規程
 - ウ その他
- (4) 会計経理
- 会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理すること。
- ① 対象施設の整備の実施に係る経理は、独立の帳簿を備える等の方法により、他の経理と区分すること。
 - なお、補助の対象とならない事業費を含む全事業費を一括して経理する場合は、経理上、補助対象事業費と補助の対象とならない事業費とを明確に区分すること。
 - ② 分担金（負担金）等の徴収に当たっては、分担金（負担金）徴収の根拠法令のあるものはもとより、任意組合等の根拠法令等のないものの場合にも、令書を発行する等の方法により、個人別分担（負担）を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
 - ③ 事業費の支払いは、請負人からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度、領収書を受領しておくこと。
 - ④ 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ金融機関の預金口座等を設けておくこと。
 - ⑤ 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

第3 事業計画、事業実績報告等に係る留意事項

- (1) 実施要綱第2の(6)に規定されている事業計画の承認に当たり、国は、次の事項を確認するものとする。
 - ① 直近3か年の経営状況について、決算報告書等により確認。
 - ② 補助金以外の事業資金が確実に調達できることについて、預金残高証明書、融資決定の見込みに関する書類等により確認。
- (2) 補助金交付申請時においては、国は、実施設計書（設計書面、仕様書、工事明細書等）により事業費を確認する。
- (3) 補助金概算請求時及び事業遂行状況報告時においては、国は、次の①により事業の実施状況の出来高を把握・確認する。なお、既に支払が行われている場合には、次の②及び③により確認する。

- ① 請負契約書による確認のほか、工事の現場監督者等から事業の出来高を確認し、事業の進捗状況が当該出来高を踏まえたものとなっているかを確認。
 - ② 事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。
 - ③ 領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。
- (4) 事業実績報告時においては、国は、次の①により本事業が完了していることを確認する。また、既に支払が行われている場合には、加えて②及び③により事業費が適正に支出・受領されていることも確認する。
- ① 現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡し書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。
 - ② 事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。
 - ③ 領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

第4 事業により改修した施設の利用状況等の報告等

- (1) 事業実施主体は、厳正適格に事業を実施するとともに、事業実施完了後においても、事業により改修した施設の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業で改修した施設の利用状況等について、別記様式第3号により、事業完了後から5年にわたり、各年度終了後60日以内に水産庁長官に報告するものとする。
- (3) 国は、報告を受けた内容に基づき、施設の改修の内容、当該施設の利用状況及び輸出の状況等について、ホームページにて公表するものとする。

第5 施設等の管理の方針

事業実施主体は、補助金事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（施設並びに取得価格50万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

第6 施設等の管理

施設等の管理は、原則として事業実施主体が行うものとする。

第7 管理の方法

- 1 管理主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続により管理規程又は利用規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、施設等の永続的活用を図りうるよう施設等の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。
- 2 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

(1) 目的

- (2) 施設等の種類、名称、構造、規模、型式、数量
- (3) 施設等の所在地
- (4) 管理責任者
- (5) 利用者の範囲
- (6) 利用方法に関する事項
- (7) 利用料に関する事項
- (8) 施設等の保全に関する事項
- (9) 施設等の償却に関する事項
- (10) 施設等の管理運営の収支計画に関する事項

3 管理主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

第8 施設等の処分の手続き

事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産大臣官房経理課長通知）の定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

第9 増改築等に伴う手続き

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、本事業で所得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届（別記様式第4号）により、水産庁長官に届け出るものとする。

第10 災害の報告

事業実施主体は、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が30万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況を取りまとめ、被災写真等を付して、別記様式第5号により水産庁長官に報告するものとする。

費用・便益分析要領

1 費用・便益分析基準

費用・便益分析においては、事業を実施した場合に生ずる便益（受益対象が享受できる効果を貨幣換算したもの。以下同じ。）を事業実施に要する費用と比較することとし、費用便益比率（ B/C ）を用いることとする。

2 総費用及び総便益の計算の方法

総費用は当該事業に投入される費用の総額とし、総便益は、各々の分析対象期間の各年度に発生する便益の合計とする。各年度の便益の算出方法は、整備しようとする施設の耐用年数（ n ）にわたり、社会的割引率（ R ）を用いて基準年に現在価値化したものを用いることとする。

総費用及び総便益の計算式

$$\text{総費用 (C)} = \sum (C_n \times R_n)$$

$$\text{総便益 (B)} = \sum (B_n \times R_n)$$

C_n : 基準年から n 年後に要する年間の費用

B_n : 基準年から n 年後に発生する年間の便益

R_n : 基準年から n 年後の社会的割引率を考慮した係数

3 費用便益比率の計算式

一般に公共事業の場合、完成した施設の維持管理費はその施設の事業費とともに費用として計上されるが、非公共事業である HACCP 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業では、維持管理費を費用に加算するのではなく便益から控除することとする。

これは、公共事業により完成した施設は、人工公物として多くの国民に利用され、その維持管理のための費用は事業費と同様公的な負担として扱われることが多いのに対し、HACCP 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業のような非公共事業では、利用者が限定され、その利用者がその維持管理のための費用を毎年負担している場合が多いためである。

以上のことから、HACCP 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の費用便益比率は、以下のような計算式で算出する。

$$\begin{aligned}
\text{費用便益比率} &= \text{総便益 (B)} / \text{総費用 (C)} \\
&= \Sigma (B_n \times R_n) / C \\
&\quad \begin{array}{cccc}
(1\text{年目}) & (2\text{年目}) & & (n\text{年目}) \\
\frac{B_1}{1+R} & + \frac{B_2}{(1+R)^2} & + \dots + & \frac{B_n}{(1+R)^n}
\end{array} \\
&= \frac{\hspace{10em}}{C} \\
&\doteq \left[\frac{B'}{R(1+R)^n} \right] / C \\
&\quad \frac{\hspace{10em}}{(1+R)^n - 1}
\end{aligned}$$

C : 総費用
B' : 総便益
R : 社会的割引率 (4%)
n : 耐用年数 (総合耐用年数)

4 係数等の考え方

(1) 社会的割引率の設定

社会的割引率は、0.04 (4%) とする。また、現在価値化の基準年は、原則として費用・便益分析を行う年とする。

※ 割引の考え方

割引する理由は、例えば現在の100円の価値と1年後の100円の価値とは同じではないという経済学的な理由による。つまり、1年後の100円は、例えば銀行で年利4%で運用した場合、現時点での約96円 (1+0.04で割引) の価値と同値である。このように、年々割り引いた価値となる。

(2) 分析対象期間の設定

分析の対象期間は、施設の耐用年数の期間とする。

なお、耐用年数の異なる施設により構成される施設については、総合耐用年数 (事業費により加重平均したもの) を用いる。

$$\text{総合耐用年数} = \frac{\Sigma C_i}{\Sigma (C_i / n_i)}$$

C_i : 施設 (i) の整備に要する事業費 (円)

n_i : 施設 (i) の耐用年数 (年)

5 便益の算出方法

(1) 具体的な計算方法

整備される施設の効果のうち、貨幣化が考えられる主な効果についての便益の計算の考え方を以下に示す。これら以外の効果についても客観的かつ数値化できる根拠があれば便益を算定することとする。

① 流通・加工の改善に伴う付加価値向上効果

HACCP等を取り入れることによる対外的な評価の向上などによる価格の上

昇及び仕向先の拡大による大量水揚げ時の価格の下支えなどを、その効果が生じうる水産物の数量に乗じて生産額の増加分を計算し、経費の増加分を差し引いて便益とする。

② 地域振興効果

ア 関連産業波及効果

整備した施設に関連して、その施設を直接的に利用・運営する者が行う事業以外の地域内流通業や加工業などに与える経済的な効果を便益とする。

イ 労働創出効果

施設の改修を行うことにより、雇用の創出につながり労働者の所得の増大が図られる場合、その所得の増加分を便益とする。

③ 維持管理費の計上

整備しようとする施設の維持管理費の一部（又は全部）が受益者の利用料で賄われており、既に便益から差し引かれている場合は、便益を重複して差し引くことを防ぐため、当該利用料は維持管理費から差し引くこと。

また、減価償却費については、維持管理経費に含まないこととする。

(2) 便益計算に用いる数値について

便益の算出において、原則として、漁獲量や魚価等の基準年における数値は直近の過去5年間の平均値を用い、雇用労賃等は直近の年の値を用いることとする。ただし、明らかな傾向が見られる場合やその他の値を用いる客観的な理由がある場合はこの限りではない。

なお、論理的には期待できてもその便益が相対的にわずかであると考えられる効果については、必ずしも便益として算出する必要はない。

6 総費用の算出方法

総費用は、消費税を含めた事業費とする。

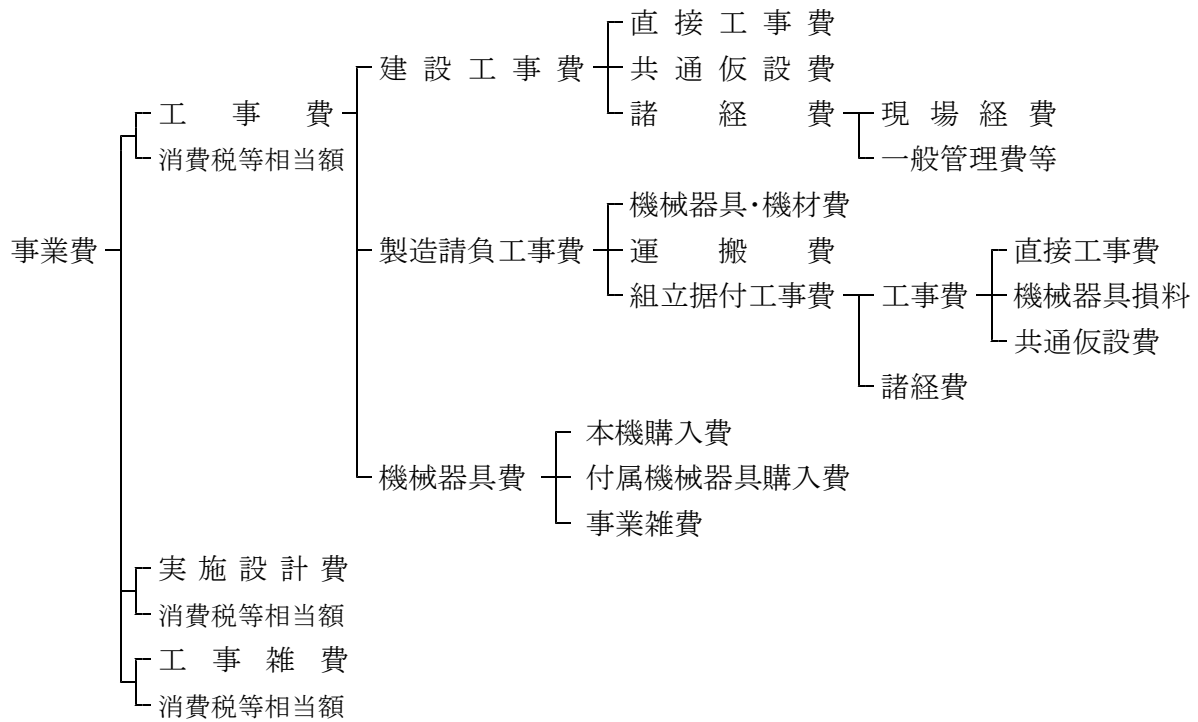
7 施設別の便益計算方法の具体例

H A C C Pに対応できる施設の整備により、対外的な評価の向上に伴う価格の向上効果が期待される。平均魚価上昇分（加重平均）に平均年間取扱量に乗じたものを加算し、年間の平均便益を計算する。

（平均魚価上昇額×平均年間取扱量）

別表 1

対象施設の整備内容については、次の表を標準とする。



事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

別表2 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表3 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（補助金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	
公社一般管理費	公社営事業における公社の本社経費等

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名 (印)

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業に
関する入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告するとともに、着工を届け出ます。

記

工事等の契約名			
施設又は設備等の名称			
施行方法	請負施行 ・ 委託施行		
施工業者選定方法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約		
入札執行年月日	平成 年 月 日		
入札立会者の所属・役職・氏名			
入札予定価格(税抜)			円
入札参加業者名及び入札価格(税抜)			円
			円
			円
			円
入札執行回数	回		
落札業者名			
落札価格(税込)			円
契約年月日	平成 年 月 日		
着工住所			
着工年月日	平成 年 月 日		
完了予定年月日	平成 年 月 日		
工事監理者			
備考	平成 年 月 日付け○○水漁第 号交付決定通知		

- (注) 1 「施行方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「施工業者選定方法」欄は、該当する者を○で囲む。
- 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 4 「入札参加業者名及び入札金額」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投げられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。
- 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約者名を記入する。
- 6 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 7 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名 (印)

H A C C P対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業に関する竣工届

このことについて、下記のとおり竣工を届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設又は設備等の名称	
事業費	円
着工住所	
着工年月日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日
関係法令検査年月日	
○○法	平成 年 月 日
○○法	平成 年 月 日
○○法	平成 年 月 日
竣工検査年月日（又は予定日）	
引き渡し年月日（又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- (注) 1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とする。
 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。なお、竣工年月日が契約毎に異なる場合は、その都度提出すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名 (印)

H A C C P対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施状況報告書

平成○○年度のH A C C P対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施状況について、下記のとおり事業実施状況報告書を作成したので、H A C C P対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の運用について（平成25年2月26日付け24水漁第1680号水産庁長官通知）第4の（2）の規定に基づき、提出する。

記

（注）別添H A C C P対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の実施状況を添付すること。

別添【別記様式第3号関係】

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の実施状況

1. 施設改修の内容

- ※1 施設改修の内容について、改修施設の所在地を明記した上で具体的に記載すること。
- 2 附帯する設備等を購入した場合には、それも含めて記載すること。

2. 施設等の利用状況

- ※ 改修した施設（加工場、冷蔵庫等。なお、床のみの改修等、施設の部分的な改修の場合は、当該改修部分を有している施設（加工場等。））及び購入した設備等の利用状況について、具体的に記載すること。その際、扱っている水産物の種類、加工の方法、大まかな数量を記載すること。
- また、改修した施設の利用状況の写真を添付すること。

3. 輸出の状況

- ※ 輸出の状況については、以下の点を明記した上で具体的に記載すること。
- ① 輸出している水産物の種類、輸出先国及び前年の輸出量（複数の水産物を複数の国に輸出した場合は、どの水産物をどの国に輸出したのかをわかるように記載）
- ② 輸出の状況について比較できるようにするため、①の内容の1年前の状況
- ③ 1年前と比較して輸出が伸びていない場合は、その理由を記載

4. H A C C P の取得等の状況

- ※ H A C C P の取得等の状況については、以下の点を明記した上で具体的に記載すること。

と。

- ① HACCPの種類を明記（EU-HACCP、米国HACCP又は輸出先国の登録要件を満たす場合はその内容）
- ② HACCPの取得（予定）時期（例：平成〇〇年〇月）
- ③ HACCPを取得していない場合は、現在、HACCP取得に向けて実施している又は実施を検討している内容（例：平成〇〇年〇月に保健所の視察・打ち合わせ、平成〇〇年〇月に厚生労働省にEU-HACCPの申請）

5. HACCP取得に向けた保健所、衛生管理コンサル等の見解
（HACCPを取得していない者のみ回答）

※1 HACCP取得に向けた保健所、衛生管理コンサル等の見解については、以下の点を明記した上で具体的に記載すること。

- ① 相談した機関（者）
 - ② 取得予定時期に係る保健所、衛生管理コンサル等の見解
- 2 保健所、衛生管理コンサル等と相談をしていない場合は、その理由を明記すること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○ ○○ 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名 (印)

施設等の増改築等報告書

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業により設置した施設等の平成
○○年度における増改築等の状況をとりとまとめたので、別紙のとおり報告する。

別 紙

区 分	実施主体	施 設 名	施設取得 年度	増改築等の内容 及び理由	費 用	備 考
増 築						
	小 計	—	—	—		
改 築						
	小 計	—	—	—		
移 転						
	小 計	—	—	—		
模様替						
	小 計	—	—	—		
合 計		—	—	—		

(注) (1) 設計単位を一単位として記入すること。

(2) 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名 (印)

施 設 被 害 報 告 書

平成〇〇年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業により設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 対象施設の整備名（対象施設の整備の内容）
- 2 施設等の所在地
- 3 施設等の構造、規模及び能力等
- 4 事業費（国庫補助金額及び事業実施主体負担額の区分）
- 5 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付）
- 6 被害の原因
- 7 被災状況の調査概要
- 8 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 9 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 10 その他（被害復旧計画及び資金計画）